

壺切伝承考

——『江談抄』と『続古事談』から——

生井真理子

『江談抄』には東宮の護り刀壺切を頼通が尊仁親王（後三条天皇）に渡さなかったという有名な話がある。歴史学では摂関政治から院政期への移行期として、「摂関家を外戚としない」後三条天皇の登場を語るのによく引用された（以下、便宜上各天皇には「天皇」をつけず「後三条」のように代称する）。『今鏡』や『古事談』、『愚管抄』にも頼通が後三条の立太子を望まなかったと伝える。後三条は「名目的な東宮でしかなく、摂関家腹の皇子が誕生すればたちまち廢太子の憂き目に合う運命にあった」という、深沢徹氏による後三条の東宮時代の概括なども、いわゆる「等史料の乏しい時代、これらの話が貢献するところは大きいだろう。しかし、実は壺切は後三条に与えられていた事が指摘されており、このことから、角田文衛氏のように、頼通には後三条廢太子の意図はなかったのではないかという見方も出てきている。あるいは、誤伝ではあるが、「天

皇側近の大江匡房がこう語ったところに天皇と摂関家の深刻な対立が表れている」という評価の仕方もある。③ それぞれの視座の相違が表現の相違になっているのではあるが、『江談抄』のような壺切伝承が何故生まれてきたのか、今一度再吟味する必要はあるだろう。また、『続古事談』には異伝ともいえるべき壺切伝承がある。こちらは歴史学の方面を含めて、全くといってよいほど考察の対象にされることがない。この『続古事談』の話を『江談抄』系の話との関連でどう位置づけるべきなのか。本稿では、この二点について論じることにする。

一、頼通と後三条

ありし日、大江匡房はこのように語った（古本系神田本『江談抄』36）。

劔八壺切。但壺切焼亡歟。未詳。件劔八累代東宮渡物也。而後三条院東宮之時。廿三年之間。入道殿不令獻給云々。其故八藤氏腹東宮ノ宝物ナレハ。何此東宮可令得給乎云々。仍後三条院被仰之様、壺切我以无益也。更ニホシカラスト被仰ケリ。サテ遂ニ御即位ノ後ニソ被進ケレ。是皆古人所伝談也云々。

類従本では「藤氏東宮」が「藤氏腹東宮」、「古人所伝談」が「古今所伝談」となっている。意味の上では大きな差はなく、ここでは便宜上意味の通りのよい類従本の「藤氏腹東宮」を用いて検討したい。さて、この話、「古人の伝談」だというから、後三条即位にもない、即日五位蔵人となつた匡房も、壺切の太刀が頼通から後三条に進上されるのを見たわけではない。それでも、「累代の東宮の渡物」つまり皇室の宝物を「藤氏腹東宮の宝物」と称して、三条帝皇女の禎子内親王を母とする第二皇子に渡さない頼通に対して、「壺切我持て無益也。更にはしからず」と言い放ち、頼通相手に一歩も引けを取らぬ少年東宮の気丈さに喝采を送り、二十三年後の「遂に御即位の後、壺切進上」という口調には、さんざん冷遇した後三条の前に今や屈せざるを得ない頼通の敗北を痛快がる趣がある。東宮に壺切を渡さないとは関白頼通による皇室の宝物の私物化に他ならない。このような専横が許されるような後冷泉朝における関白頼通の権勢が、後三条の即位によつてもろくも瓦解する。短い話だ

が、そんな「天皇と関白」の力関係が端的に表現されている。そして、頼通が壺切を進上したときの後三条の反応が語られないのは、語り手の視線がもつぱら頼通の方に向いているということだ。後冷泉の代にも、「藤氏腹の皇子」が産まれず、外戚の権威を笠に着ることができなくなつた頼通は嘲弄の対象なのである。

ここで、第一に問題となるのは、源師房の日記「土右記」永承元年（一〇四六）十一月二十二日条に、立太子の翌年、元服のために東宮が内裏へ参入するに当たつて、宰相中将すなわち藤原能長が「御劔壺切を持ちて前行」とあるため、実際には壺切は後三条に渡されていたこと、史実として壺切が渡されなかつた小一条院（後一条朝の東宮）との錯誤であることが、明治年間すでに松浦辰男氏や星野恒氏によつて指摘されていることである。立太子の時に壺切が渡された記事は残存しないため、即日伝えられた確証はない。が、重体の後朱雀のもとに立太子のために後三条が赴いた時、供をした藤原資房の日記「春記」に特に何も書かれていないのは、むしろ頼通に批判的だつた資房が問題にするようなことがなかつた、と読み取れば、壺切は渡されていたと見る方が妥当だろう。

それでもなお『江談抄』にいうような伝承が生まれたのは、まず当時頼通が後三条の立太子を歓迎しないと臣臣たちが見ていた点に求められる。立太子とともに必ず皇太子傳・大夫・亮等々の坊官が

定められる代々の東宮に比べ、後三条の場合は立太子の寛徳二年（一〇四五）正月十六日に決まったのは、記録で知られる限りでは東宮大夫能信と権大夫資房だけである。同年四月に権亮に源資綱が任じられたが、翌年十二月の元服式の次第を記した『春記』・土右記』を見るに亮がない。また、元服に当たって皇太子傳が必要だといので、能信が打診して内大臣教通の内諾・頼通の了承を得てようやく格好を整えるという有様だった。こうした状況は後朱雀が立太子した時に宮司・帯刀などに希望者が殺到したという『栄華物語』卷十三の記述や、また、小一条院の立太子の折には、坊官辞退者が続出したという『小右記』長和五年（一〇一六）正月二十六日条の記事から勘案して、当初から利に聡い廷臣達が後三条の将来を危ぶんで坊官を忌避していたことも考えられる。

後朱雀の時代、皇后禎子内親王は冷遇を噂された。『春記』長久元年（一〇四〇）十二月十八日条には、「人々云く、皇后宮此の四年参入し給はず。已に棄て置きて果ては上陽人の如し。故中宮参入し給ふ事に依て也」とある。後朱雀が即位した翌年、養女姫子が入内すると禎子内親王は内裏を離れて戻ることがなかったという。長暦二年（一〇三八）十一月に後三条の着袴の儀を行った時も、頼通は不参、資房は「執柄其の心を入れぬ故」儀式が「毎事等閑に似る」と非難している。姫子の死後も、禎子内親王腹の齋宮・齋院を

差し置いて、頼通は姫子の生んだ祐子内親王を強引に准后となした。しかも、道長の圧力に屈して自ら東宮の地位を降り、道長の婿に納まってしまった小一条院は当時まだ健在である。禎子内親王母子に対する頼通の処遇を目的にしている廷臣たちが、道長と小一条院の関係を、頼通と後三条の關係にスライドさせて取り沙汰する者がいても不思議ではない。父母ともすでに亡い後冷泉を擁して絶大な権力を握ることになる頼通が、後三条の立太子を不快とする廷臣たちから推測されるのは、こういった事情がからんでいるよう。

では、頼通は壺切は渡しつつも、後に寛子を入内させて皇子が生まれれば後三条を廃そうと最初から予定していたのだろうか。立太子から約二年後の永承元年十二月十九日、元服式に臨んだ後三条の出で立ちには、『土右記』によれば「腋闕御装束、糸鞋、牙御笏、但御剣平緒、自殿令^レ献、瑠璃柄、元故入道太相国御剣云々、平緒紫袷」である。後三条が持っていた平緒の御剣は「元故入道太相国」すなわち故道長のものであり、「殿」が後三条に献じた物だといふ。「殿」とは、師房の立場から見ると頼通を指すだろう。同日の詳細な儀式次第を記した『春記』にはこの点について触れない（資房が無視した可能性も十分にある）。実際どれほどの数の人間がこのことを知っていたかは分からない。が、後三条の母方の祖母は道長の女妍子であり、父後朱雀の母は当時隠然たる力を持っていた上

東門院である。元服という公的な晴れの場で、後三条が曾祖父道長の剣を佩く。それは御堂流のミウチの一員であり、「藤氏腹東宮」に准ずるといふ頼通たちの確認ではないか。

頼通が故道長の剣を献じた意味について、従来国文学や歴史学の方面で殆ど問題にされていない。だが、この頼通の行動は、後朱雀朝時代と異なり、後三条の処遇の路線変更を物語るだろう。道長の遺品は頼通にとって大切な物だったはずである。園田香融氏は、東大寺に施入された聖武天皇の刀の伝来の分析や、桓武天皇が藤原百川の子緒嗣を宮中で元服させ、かつて百川が自分に献じた刀を緒嗣に与えた例などを通じて、「護り刀の贈答は天皇が大臣にこれを贈るときには、その大臣に対する信任、もしくは後見依頼の意味をもち、大臣が天皇や皇子に奉るときには、臣従の誓いのしるしなり、あるいはその皇子の皇位継承への協力のクレジットともなった」と結論づけた。^⑤ 壺切自身、昭宣公基経がかつて亡父の所持していた名剣を宇多に献じた物である。その時期が阿衡事件の約半年後であることを思えば、君臣の間に生じた溝を埋めるための「臣従の誓いのしるし」の意味があっただろう。その点、時代を百五十七年下るにしても、関白頼通が東宮後三条に故道長の剣を献じる政治的意味は、基経の行為と共通するのではないだろうか。後朱雀時代の溝を埋め、道長で繋がる血縁関係の確認と、臣従の表明と、皇位継承の保証と。

後朱雀朝と後冷泉朝では、皇位継承に関わろうとする頼通が持つ条件は大きく変化していた。後朱雀朝時代に頼通は嫡子を失い、嫡男通房を失っている。嫡子の没後、弟教通や頼宗がそれぞれ女を入内させており、道長の息子たちの連帯と競合の時代に入る。後朱雀崩御の時、頼通の女寛子は十才、後嗣とすべき師実は五才とまだ幼かった。後三条の後見役は異腹の弟能信で、頼通に了解を得て東宮元服の副臥に養女茂子を差し出している。後冷泉が東宮時代に妃となった章子内親王は、後一条帝皇女、母は道長女威子で、上東門院や頼通が後見となった。女子に恵まれない頼通にとって期待は大きかったはずだが、子女の誕生はなく、後三条元服の翌年、教通は後冷泉の後宮に女歡子を入れる。東宮元服の時点で頼通はすでにそのことを見通していただろう。帝・東宮の後宮対策に出遅れているだけに、寛子が万が一皇子を生めなかった場合、東宮を冷遇しているのは幼い師実の将来も危ういのである。東宮元服の日に道長の剣を献じた頼通の胸中を示す史料はないが、こういった政治的な計算は十分に考えられよう。

教通女歡子が皇子を死産した翌年、頼通は寛子を入内させる。永承六年（一〇五一）二月の寛子の立后後、同年十一月に章子内親王の同母妹である誓子内親王が東宮に嫁した。これは後朱雀の長暦元年三月に嫡子の立后、同年十二月に東宮後冷泉に章子内親王を配し

たのと同じパターンである。『栄華物語』巻三十六・三十七によれば、後一条の死後二人の遺児を手元に引き取った上東門院の意志であり、頼通・教通・頼宗なども世話をしたという。この顔ぶれを見れば、対能信を目指した東宮後宮対策と見ることもできよう。権大納言能信が東宮に嫁がせた養女茂子はすでに女宮を産んでいたが、馨子内親王が男子を産めば、身分の高さで能信側を圧倒でき、頼通は能信の勢力の増長を抑えることができる。『栄華物語』はこの馨子内親王が康平五年（一〇六二）九月に男宮を産んだ時には、乳母希望者が続出し、後見役の源師房が万事取りはからつたと語る。師房は頼通の正妻隆姫の弟で、頼通の異姓養子でもあり、かつ師実の妻の実父でもあった。他史料の裏付けがないのだが、『栄華物語』の以上の記述からは、すでに茂子が長男（白河）を産んではいたものの、馨子内親王を上東門院・頼通・師房がバックアップするならば、将来性ありと見た廷臣達の動きがほの見えよう。この男児は数日にして夭折してしまふのだが。

資料の乏しさは覆うべくもないが、以上の点から見る限り、頼通が寛子を入内させた時点でも、孫同土を結婚させた上東門院の意向も無視し、政変としてかなりのリスクを伴う後三条の廃太子を予定していたとは考えにくい。頼通や皇后関係者に「もし寛子が皇子を生めば…」という願望がなかったと言つのではない。ただ、「世の

へだて多く」と、廃太子を恐れた東宮側の危機感を伝える『今鏡』の逸話を、^⑤単純に寛子入内による東宮側の危機感、あるいは、寛子が皇子を生まぬ先から頼通が廃太子のための圧力をかけていた「証」と捉えようと、実に奇妙なことになる。「外戚関係」にあった後朱雀の場合でも頼通とは衝突があった。したがって、寛子が懐妊の兆しさえないうちに両者の対立が噂されるようになるのは、原因がその種の問題以外にもあったことを暗示する。むしろ頼通個人の立場から言えば、頼通は東宮の取り込みに失敗したと言つ方が実状に近いのではないか。能信のみならず教通や頼宗は、三条系の皇子孫と婚姻や養子関係で密接に繋がりが、後三条とその方面からも親近していた。^⑦その意味では頼通だけが孤立してゆくことになる。

頼通と後三条の亀裂は、源俊房と後三条同母妹の密通事件（『栄華物語』古事談）や頼通による行幸並の賀茂詣で（『江談抄』）に対する後三条の激しい憤懣、具体性に欠けるが、『栄華物語』今鏡』に語られる後冷泉朝末期の頼通と東宮の「不仲」などが伝えられる。東大寺東南院経蔵本『僧綱補任抄』治暦元年（一〇六五）の権律師頼尋の項に、

今年天下旱魃。依二宣旨一成尊阿闍梨於二神泉一行三請雨經法一。
修中雨二度降雨。無二勸賞一。為二春宮御持僧一故歟。

とあるのも、そついった状況を補足する資料となるだろう。頼尋は

十月十八日の法成寺金堂薬師堂観音堂供養において、行幸の賞として権律師となったが、神泉苑での祈雨の修法に功あつた成尊の方は権律師に任じられなかつた理由を、東宮の護持僧の故かと憶測されたのである。このような東宮側に不利な状況は強く記憶され、壺切伝承を生み、かつその信憑性を支える、もう一つの条件となつたと思われる。勝利の凱歌は東宮時代が暗澹たるものであればあるほど輝きを増す。頼通は敵役として不足はなかつた。

後冷泉崩御によつてようやく後三条の世になつた時の東宮側の開放感が、『江談抄』の壺切伝承にも感じられるのは、後三条東宮時代末期の約一年半を東宮學士としてともにした匡房が語るからだろうか。ただ、匡房を含めて、壺切を渡されたことも記憶にない伝承の担い手たちは、後三条の幼い時から近侍していた、事情に詳しい者ではありえない。ここで「藤氏腹」という表現にこだわれば、壺切を渡されなかつた小一条院とて「藤氏腹東宮」だつた。ここでは、小一条院のことは念頭になかつたらしい。そこで「撰閑家腹」と限定して読み取るにしても、頼通女のみを指すのか、後朱雀の後宮に入った教通・頼宗の女たちをも含めるのか、あいまいである。教通が生子を後朱雀のもとに入内させようとした時には、頼通の不興と牽制を被つた^④、というような御堂流内部の不協和音もこの表現からはまったく伺えない。それだけに、教通女が生んだ、後冷泉の「藤

氏腹」皇子がもし無事に育つていれば、頼通は東宮後三条を廃したかという問題も起きてくるだろう。寛子が入内してから教通女歎子は里第に籠もつており、教通とて立后と次期皇位継承者の誕生を巡つては、頼通からはじき出されたとも言える。教通も後に閉白となるだけに、「藤氏腹」を「撰閑家腹」と頼通の側から解釈するのは少々厄介なのである。

さらに、頼通養女の嫡子の父母は一条の第一皇子敦康親王と具平親王女で、彼女は藤原氏出身ではない。「源氏皇后」なるゆえに、彼女の急死は「藤氏皇后」を託宣で要求した伊勢神の神罰と囁かれたが、そのことも顧慮されていない。壺切伝承を語る者にとつて後朱雀の後宮は時間・距離ともにはるか遠く、伝承の担い手たちは御堂流全体をも突き放して見る位置にあつた。たとえ傍系でも藤原氏の人間ならおそらく口にはしにくい、揶揄的な意味を含む「藤氏腹東宮」という表現を頼通に言わしめた背後には、外戚関係を作るために後宮を独占しようとする撰閑家一族あるいは藤原氏、かつその関係者優遇の時代に対する反感が伺われ、伝承の形成過程に他氏族の介在をも想定することができよう。

一、後三条と後冷泉

跋文によれば建保七年（一一一九）成立の『続古事談』にはもつ

一つの壺切伝承がある。

東宮ノ御マモリニツボキリトイフ大刀八、昭宣公ノ大刀ナリ。延喜ノ御門儲君ニヨハシマシケルニタテマツラレタリケルヨリツタハリテ、代々ノ御マモリトナルナリ。

後三条院東宮ニ立給時、後冷泉院ヨリワタサレザリケリ。後冷泉院ウセ給テ後モトメイデ、大二条関白ノ時、後三条院ニタテマツラレニケリ。「立坊ノ後二十余年ワタサレデヤミニキ。今位ニツキテ後、トメラレストモアリナム」ト世ノ人申ケリ。後三条院ヲホセラレケル「神璽宝剣エウナリシカドモ、二十余年スギニキ。ナニカクルシカラム」トテトマリニケリ。

其後ホドナクニ条内裏ノ火事ニヤケニケリ。ミバカリノコリタリケルニ、ツカサヤツクリテグセラレタルナリ。(第一王道后宮第3話・原文には段落分けはない)

『宇多御記』仁和五年(八八九)正月十八日条には、太政大臣基経(昭宣公)が、基経の父から田邑天皇(文徳)そして基経へと伝わった壺切を宇多に献じたことが記される。宇多は醍醐立太子の日に壺切を贈り、醍醐はこれに倣って崇象親王の立太子の日に壺切を贈って、以後代々の習わしとなる。よって、「壺切は醍醐天皇が東宮の時に奉られてから、代々の東宮の護り刀となった」という『続古事談』の第一段落の記述は歴史的に見て正しい。二条内裏(関白

教通邸)の火事に関しては、『本朝世紀』治暦四年(一〇六八)十

二月十一日条は「皇居焼亡(二条殿)。御物并鑑鈴等焼了」と記す。『有職抄』引用の「正和二年十月十四日の花園院辰記」では、「後三条院ノ御宇治暦四年十二月、皇居炎上ノ時灰燼トナル、仍テ更ニ鑄造ラシム、白川院青宮ノ間是ヲ奉ラル」とあり、焼失した「御物」の中に壺切が含まれていたと推測される。『世俗浅深秘抄・下102』には、

東宮護剣壺斬蒔絵海浦有ニ如レ龍摺貝^一。装束青滑革。此事不見^一諸家記。延久御記許被^レ注^二此旨^一。秘感云々。

とあり、後三条の日記には壺切の形状が詳しく記されていた。『土右記』延久元年(一〇六九)五月四日条でも、師房が宇治の頼通のもとで、同様の壺切の形状を教えられている。前月の二十八日に白河の立太子があったから、これにちなむ話題であったが、形状が問題となるのは壺切焼亡と東宮授与の問題が背後にあったことを伺わせる。

『続古事談』第3話の典拠は今のところ不明である。ここで、『続古事談』第3話の「語り手(編者も含む)が、『江談抄』(実際の形態は判然としないのだが)にいう壺切情報を知っている人間を対象として、その歴史認識の修正を図ったと仮定すると、『続古事談』壺切伝承の論旨は非常に明快になってくる。匡房は、

壺切八昔名将剣也。長良剣云々。融剣ト云僻事也云々。資仲所説也。(前田本)

とも語った。長良が基経の父、融が源融を指すのであれば筋は通るが、長良は「名将」であつたのかという問題が残り、類従本のように「張良の剣と雄剣」と中国渡来のステータスを帯びている方が皇室の権威にはふさわしい。いずれにせよ、匡房自身は壺切が献上された由来はよく知らなかつたらしい。『江談抄』で皇室の宝物を頼通が私物化したと語られたことに對し、壺切は「昭宣公ノ大刀ナリ」と始める『続古事談』の記述は、まずその知識の補訂から始めているとも読めるのである。また、匡房は「但壺切焼亡歟。未詳」としたが、『続古事談』の第三段落でこのことに詳しく言及するのもその知識の補足の役割を果たすだろう。そして、醍醐より後冷泉まですべて「藤氏腹東宮」であり、藤原氏ゆかりの宝物であることが明示することの意味は大きい。

第一・三段落は概ね史実に則っているが、「後三条院東宮二立給時、後冷泉院ヨリワタサレザリケリ」以下の第二段落の部分は、先述したように『土右記』の記述を信じる限り、明らかにこれもまた虚伝である。しかも、『江談抄』とはかなりの違いがある。『続古事談』では壺切は後冷泉から渡されなかつたとする。理由は「江談抄」の頼通のように明示されない。後冷泉崩御の後、大二条関白

教通が壺切を探し出して後三条に進上したという。『江談抄』の記事からは、頼通が壺切を「私蔵」していたかのようにさえ受け取れるのだが、『続古事談』の記事では後冷泉が壺切を管理しており、後冷泉崩御の後、教通は後冷泉の御所高陽院から探し出してきたことになる。小一条院に壺切を渡さなかつた道長の場合でも、『左記』寛仁元年(一〇一七)八月二十三日の記事によれば、壺切は内裏の納殿に置かれていた。まして、後一条の時と異なり、後冷泉が即位した時は二十一歳の成年である。頼通の意志を反映したとしても、壺切伝授の可否の決定権と責任は当然後冷泉にあつた。『続古事談』の方が、設定としては理に叶っているといえようか。

壺切を進上するのも教通の方がふさわしい。治暦三年(一〇六七)十月に後冷泉は宇治の平等院へ行幸したが、十二月にはすでに病が重く、教通に氏長者を譲っていた頼通も病のためか関白を辞した。翌年三月五日には師実・師房たちが前関白頼通の病状「危急」のため宇治へ行っている(『本朝世紀』)。ために頼通は「万機の諮詢」をも辞し、四月十七日には教通がようやく関白となる。後冷泉は十九日に崩御。その後、神璽宝剣が関院の後三条のもとに運ばれた。万事を取り仕切つたのは教通である。頼通が壺切を進上するという『江談抄』の設定には無理がある。当時を蔵人として経験した匡房が、伝談だと断るのもその曖昧さゆえだろうか。

そして、『江談抄』では壺切献上の頼通に語り手の視線が向いていたが、『続古事談』では、語り手の視線は壺切を進上された後三条に向いている。教通が進上した時、「(次期皇位継承者を象徴する壺切を)立太子の後二十余年の間渡されなくて終わった。もう即位なさったのだから、今更おそばに置いておく必要もあるまい」という「世の人」の言葉に、後三条が「神璽宝剑こそ要るものだったけれど、二十余年過ぎてしまった。何の不都合があるつか」と答えたので、壺切は後三条の手元にとどまることになったという。『江談抄』の話が「皇室の宝物壺切を即位によって後三条が頼通から取り戻した」と言いつるなら、『続古事談』では「皇女腹の後三条が藤原氏ゆかりの宝物を即位によって後冷泉から奪い取った」かのような印象が残る。何と言っても、後三条の「神璽宝剑エウナリシカドモ、二十余年スギニキ」という言葉には、強烈な皇位への執着がある。兄の死によってようやく得た皇位、そして兄の死を悼むこともなく、兄が渡そうとしなかった壺切をやっと手に入れた弟の反応、

名君の誉れ高く、第二の小一条院に擬されて受難の皇太子時代を乗り切ったと語られることの多かった従来の後三条のイメージからすると、とまどいを感じずにはいられない。そのためでもあるが、田中宗博氏は、『江談抄』の話に添いながら、ここの部分の口語訳になり苦労している。^①

後三条が東宮時代、強い即位願望を持っていたことは事実である。まず、『宮寺縁事抄』「放生会京宮参事」に所載の延久二年八月十五日の宣命に、東宮時代に「御心中に平に天祚を保たしめ給へらば、彼宮に毎年八月十五日放生の時に、前後二日を加て、三箇日を限、件事厳く行給思食し、爰大菩薩の冥感に依て、天之日嗣を伝賜へり」とある。建久六年(一一九五)以後の成立かとされる『年中行事秘抄』に、石清水放生会に奉幣使を立て、上卿以下の廷臣を派遣し、行幸の儀と同じにするのは後三条院の時からで、後三条院の日記では「旧御願」によるというから、東宮時代に後三条は八幡に即位祈願をしていた。

その石清水八幡宮では後世、後三条が後冷泉を呪詛したと伝えられていた。建保年間頃(一一三三―一一三九)に、石清水八幡宮別当宗清の手になった『宮寺縁事抄』第一には、末社「剣御前」について「凡呪詛神也、行教夢記見之、不動」と注し、

古老相伝云、劍御前本地者、大聖不動明王也、(中略)、後三条院東宮御時、以御劍被埋此社下、是奉呪詛後冷泉院也云々、不動明王者雖成多種、悉地以調伏為旨、故五大明王中不動為中尊、此宮之下被埋御劍、尤有其心者歟、小野僧都成尊者、東宮御持僧也、或曰參入、以御使被仰云、二毛甚見苦、対面憚思食云々、成尊年来只奉任御運天コソ

アレト申天、其外無二申旨一退出、於「小野」建「立等身愛染王」
奉「調伏」時、師子冠中被「奉」籠「後冷泉院御名」、其後無「程後」
冷泉院崩御云々、以「之案」之、劍御前下被「置」御劍「事、定」
無「虚言」歟、

とある。古老の相伝では、後三条院が東宮の時、末社の劍御前の社
の下に埋めて後冷泉院を呪詛したという。このままでは四十才にも
なると後三条院が護持僧だった成尊を責めて、成尊は仕方なく愛染
王の法で後冷泉院を調伏したというから本当であるう、と記す。

この成尊（仁和寺）の話は、『阿婆縛抄』、『愛染王』の巻（比叡山
の僧承澄著）とほぼ同じで、こちらはよく知られている。醍醐の僧
覚禅著の『覚禅抄』、『愛染下』の巻では、『遍智院』（成尊の弟子義
範）が、「得大寺法眼」（師実の子静意）に授けた説として、後三条
院が自ら後冷泉院を「障礙」して調伏の法を行ったと伝える。静意
は応徳二年（一〇八六）に十五才か十七才で法眼になっており、そ
の翌年東寺長者となった義範は寛治二年（一〇八八）に六十六才で
没している。この記事に基づくなら、後三条や成尊の没後十年あま
りですでに「後三条による後冷泉調伏」の一件が語られていたこ
とになる。近年愛染王法の研究も進み、白河院もしくは王権と密教
修法の関係が注目されているが、後三条による後冷泉呪詛の話が、
石清水の劍御前の例のように愛染王法以外の広がりを持っているこ

とは、秘法伝授の閉じられた世界の問題だけではないことを示唆し
よう。貞応二年（一一二二）成立の『耀天記』では、「東宮に御す
事廿四年也、御即位も有難く思し食す歎之間」、もつ一人の護持僧
覚尋に即位祈願の「御願書」を持たせ、日吉の大宮に進めたとい
う。「其年幾程隔てず、治暦四年御即位」、叡感あつて日吉に幸なつた
と伝える。こちらも、待ちきれなくなった東宮の即位祈願という設
定である。こついった伝承と、『続古事談』の「神璽宝剣ウナリ
シカドモ、二十余年スギニキ」という後三条の言葉や兄後冷泉に対
する冷淡さが呼応し合う関係にあることは明かだろう。

既述の呪詛・即位祈願伝承がどこまで事実か、の検証は今のこ
ろ不可能に近く、信用度は石清水放生会の例を除けば、宗教界の自
己宣伝となるだけにきわめて低い。では、その発生を可能にした源
泉はどこに求められるのか。これらの伝承が示唆するのは、東宮後
三条の即位を阻むものは関白頼通ではなく、頼通を最後まで頼みと
していた天皇後冷泉の存在だったということである。「凡そは、神
事は、後朱雀院の久しき東宮にて御願などのありけるにや、その時
よりくすしくなりたるなり」（『中外抄』下45）と言われた父後朱雀
と同じく、後三条は天皇と年齢が近い皇太弟特有の「待ち幸い」の
宿命を背負っていた。二人とも後嗣のいない天皇の崩御後、讓位の
体裁を取って即位しているのも共通する。ことに、宣命に日記に東

宮時代の八幡への即位祈願を公言した後三条の場合、石清水放生会の奉仕や御記の流布によって廷臣たちの間にその由来は浸透してゆく。氏長者と閑白の分離・東宮と閑白の対立・閑白の宇治籠居など政治的に混乱の状況を経ているだけに、東宮時代の即位祈願の公表は、後三条にとつて皇祖八幡による皇位継承の加護を誇示して政治面での求心力を強固にする一面、裏を返せば疑惑を招く諸刃の剣ともなりうる。日吉大宮の霊験話は石清水を意識したものであろうし、呪詛・調伏伝承もまた「御願」に触発され、後嗣がないだけに即位が確実でありながら年を経る東宮側の焦りと、後冷泉の病に膨らむ期待感という心の闇を掬い上げたものだったのではないだろうか。『続古事談』の壺切伝承もまた、このような動きと無縁ではなかったと思われる。

『続古事談』の第3話第二段落がいつ誰によって「創作」されたものかは定かでない。ただ、『江談抄』の表現と比較するとき、偶然にしては出来過ぎている相関係係に気づく。「壺切我持て無益也。更にほしからず」は、「神璽宝剣要なりしかども」とも言い換え得るのであり、持っても無益なはずの壺切を受け取る矛盾を、「世の人」に指摘されることとなる。『江談抄』と『続古事談』の壺切伝承は後三条評価が一見対極の位置にあるが、表裏一体の関係にもあった。『江談抄』の場合、頼通と後三条の対立に重点があつたため、

後冷泉の死が頼通の権力喪失を意味したが、頼通への嘲笑は頼通と常にともにあつた後冷泉を冷視することにもなり得た。『続古事談』第3話第二段落の伝承は、まさにここを機軸として、『江談抄』壺切伝承の世界を反転させ、内容を巧妙に「閑白と皇室」の問題から「兄と弟」の問題へと換骨奪胎し転化させたものと見ることができよう。その作者は壺切譲渡の事実を知らないまでも、多少の歴史の知識がある人物ではなかつただろうか。

以上、『江談抄』と『続古事談』にある壺切伝承の分析を通じて、特徴と関連を見てきた。『江談抄』の話も『続古事談』の話も、史実を正確に伝えてはいないものの、それなりの歴史的な状況が起点になっていることは確認できたと思う。なお、『江談抄』の話については、従来匡房に直結して捉えられる事が多かつたのに対し、本論では（疑えば切りがなく、表現の問題では切つても切り離せないのだが）、「古人の伝談」という匡房の姿勢を尊重し、『続古事談』も「フルキ人ノ物語」（跋文）を前提にすることに徹した。そのため、本論では言及できなかったが、匡房と『続古事談』の時代の間には、兄と弟の皇位を巡る争いの側面を持つ保元の乱・治承寿永の乱が横たわる。そういう意味では『続古事談』の壺切伝承の存在意義は作品内部から改めて問われる必要がある。

- 注
- ① 『匡房交友録』(『岩波新日本古典文学大系月報』78所収)、一九九七年六月、第32巻付録。
 - ② 角田文衛氏「皇太弟尊仁親王」(財団法人古代学研究会編、後期撰閣時代史の研究)所収、東京堂出版、平成二年)
 - ③ 『日本歴史大系普及版3 貴族政治と武士』第三章第二節「後三条天皇の登場」。また、「道長と宮廷社会」(『日本の歴史第6巻』、講談社、二〇〇一年四月)において、大津透氏は「大江匡房が意図的に対立を煽つたのかもしれない」という見方をしている。
 - ④ 星野恒氏「土右記」(『史学叢説』一所収)、松浦辰男氏「壺切御代之事」(『史学会雑誌第九号』所収)
 - ⑤ 「護り刀考」(『伝承文化研究』第一巻所収、関西大学民俗学会、一九六四年)
 - ⑥ 『今鏡』「司召し」に、檢非違使別当源経成が無言で東宮の邸宅を取り囲んだため、誤解した東宮方では大騒ぎになった話や、後三条が東宮退位を考えそうだったので平行親に人相を見せて、必ず主となる相がありと見たという逸話が述べられる。経成が檢非違使別当になったのは寛子入内の永承五年(一〇五〇)で、罷免されたのは康平七年(一〇六四)十二月十三日、教通が氏長者となった日で、頼通の全盛期に当たる。
 - ⑦ 小一条院の妻は明子所生の寛子で頼宗や能信は同母兄弟。教通の最初の妻は三条皇女禰子内親王。その子信家は小一条院の子懐子内親王と結婚し、敦貞親王(実父小一条院)の子源宗家を養子となす。頼宗は寛子の死後、小一条院を女婿に迎え、源基平が生まれる。基平女は後三条の寵愛を受け、出家した三条皇子師明親王(性信)も後三条は厚遇した。
 - ⑧ 『春記』長暦三年十一月二十二日・二十八日・十二月二十一日条参照。
 - ⑨ 『春記』長暦四年十一月二十三日条、姫子の生んだ祐子内親王の准后
- 宣旨に関して、資房の父資平は密談に「藤氏皇后于今無其人、已非託宣旨、源氏皇后蒙神罰之後、以其子息忽被下准后宣旨、尤背神意歎、尤可恐々々」と述べた。『栄華物語』巻三十四には、姫子が二人目を身こもつていた「その頃、伊勢の託宣などいひて、藤氏の後おはしまさぬ、悪しき事なり」とて、内大殿の御匣殿、参らせ給へしといふ事出で来て」とある。伊勢の『太神宮諸雜事記』では、藤氏の後に関する託宣の記事はないが、わざわざ姫子の急死の模様を詳しく記し、神罰を暗示した表現が見られる。
- ⑩ 『扶桑略記』仁和五年正月十八日条や、『西宮記』巻八の裏書きに所載なお、基経の父が長良か良房かという問題では、本文既述の「花園辰記」は長良と伝え、『江談抄』でも資仲説の源は「長良」であったのではないかと思われる。この壺切もまた神泉苑に埋められて陰陽師により厭魅に使われた。解釈に問題の多い逸話であるが、やはり王殺しに用いられたよつである。石清水剣御前の話との関連は未詳。
 - ⑪ 『延喜御記』延喜四年二月十日条参照。
 - ⑫ 江談抄研究会編『古本系江談抄注解「補訂版」』(武蔵野書院・平成五年五月)「水言鈔」一六五「余言」参照。
 - ⑬ 注2・3(『貴族政治と武士』)の論では、頼通の「私蔵」と解釈している。
 - ⑭ 『続古事談注解』第一第3話、【口語訳】【語釈】【余説】参照。(神戸説話研究会編・和泉書院・一九九四年)
 - ⑮ 群書類従本によれば、「延喜御記」となっている。これは岡田荘司氏(『平安時代の国家と祭祀』第三編第一章第三節、続群書類従完成会、平成六年一月)がすでに指摘するように、「延久御記」の誤記と見られる。
 - ⑯ 愛染王法に関する研究は少なくないが調伏伝承に限れば、速水侑氏『呪術宗教の世界』(塙新書・一九八七年四月)、栗本徳子氏「白河院と

仁和寺―修法からみる院政期の精神世界―（『金沢文庫研究』二八六号所収・一九九一年三月）、小島祐子氏「院政期における愛染王御修法の展開―仁和寺守覚法親王相伝『紅薄様』を起点として―」（『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究【論文編】』所収・一九九八年二月・勉誠社）等が挙げられる。

引用の本文のテキストには、『中外抄』は岩波新日本古典文学大系神田本・前田本、『江談抄』は江談抄研究会編『古本系江談抄注解【補訂版】』、『栄華物語』は岩波日本古典文学大系、『土右記』は統史料大成、『春記』は増補史料大成、『続古事談』は神戸説話研究会編『続古事談注解』、『覚禅抄』、『阿婆纏抄』、『僧綱補任抄出』は大日本仏教全書、『本朝世紀』は新訂増補国史大系、『世俗浅深秘抄』は統群書類従本、『有識抄』は大日本史料『承久三年四月二十三日条所載』、『宮寺縁事抄』は神道大系『石清水』、『耀天記』は神道大系『日吉』の各本を用いた。なお、引用に際しては、なるべく新字体を用い、私に返り点を付し、もしくは読み下し文とした。